



2020年7月22日

住宅ローンにおけるダイバーシティの取組みについて ～「千葉・横浜パートナーシップ」連携施策【Vol. 16】～

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、コンコルディア・フィナンシャルグループの横浜銀行（頭取 大矢 恭好）との業務提携「千葉・横浜パートナーシップ」に基づく連携施策として、住宅ローンにおけるLGBT^{※1}の方々への取組みを共同で検討し、2020年7月27日（月）に商品改定を行います。

近年、ダイバーシティに対する社会の関心が高まるなか、LGBTの方々への支援の取組みや、多様化する共同生活形態への理解が広がっています。

当行では、「夫婦連帯債務住宅ローン」の名称を「連帯債務住宅ローン」に変更し、連帯債務^{※2}における融資対象者の定義に同性パートナーや兄弟姉妹等を含めることで、LGBTなどの事実婚ペアの方々や親族どうしで共同生活する方々などに幅広く住宅ローンをご利用いただけるようにいたします^{※3}。

両行は今後も営業部門を中心とするさまざまな連携により、お客さまにより付加価値の高い商品・サービスの提供に努めてまいります。

- ※1 Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、身体的性別と性自認が一致しない人（性同一性障害を含む））の頭文字をとったもので、性的マイノリティの総称のひとつ。
- ※2 2名の借入人が1本の住宅ローンに対し、連帯して債務を迫る形態。
- ※3 合意契約に係る公正証書により事実婚が確認できれば、パートナーは同性・異性を問わない。この他、3親等以内の傍系血族（兄弟姉妹・叔父姪等）の親族どうしも対象とする。

以上